

## 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画

### 1 はじめに

葛飾区教育委員会では、区立小・中学校の水泳指導について、近年の天候の状況などにより計画的な水泳指導が難しくなっていることや、水質や水流失防止の管理などで学校に課せられる負担が大きいといった点があることなどから、今後の水泳指導のあり方を検討し、令和2年12月に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）を策定した。

方針では、小学校は改築校や学校プールの大規模改修が必要となった学校及び総合スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プール（以下「学校外プール」という。）活用の意向のある学校から学校外プールの活用へと移行していくこととし、中学校は、改築時や大規模改修時の各校の状況を踏まえて対応をしていくこととしている。

このことについて、方針に基づいた水泳指導を推進していくために、今後の移行や区内全体の受入体制等を実施計画として定めるものである。

### 2 学校外プールの活用移行の考え方

令和4年度から、改築校において方針に基づく学校外プールを活用した水泳指導が始まる。

また、方針は、子どもたちの水泳指導の充実を目的として策定したものであるため、別表1のとおり、改築校以外の小学校についても、状況の整った学校から学校外プールを活用した水泳指導への移行を計画的に推進する。

### 3 区内の屋内温水プール施設

令和3年8月現在、別表2のとおり、本区には、奥戸と水元の2つの区立総合スポーツセンターのほか、水泳指導に活用が見込める民間事業者の屋内温水プールが10施設ある。

これらの施設では、1施設あたり2校程度で方針に基づく水泳指導を実施していくことが可能と見込んでおり、合計20校程度の受入れが想定できる。

### 4 受入体制の整備について

計画どおり移行を進めた場合、区立及び民間の受入枠に変動がないとすると、令和7年度で受入枠が不足することが想定されるため、令和6年度中に新たな受入施設を整備する必要がある。

なお、新たに整備する屋内温水プールについては、平日の日中は区立学校の利用を優先とし、1施設10校程度の受入れが可能と想定できる。

具体的には、周辺に多くの区立学校がある清掃事務所新宿分室跡地に屋内温水プールの整備を行う。

また、双葉中学校南側にある東京都と土地取得に向けた協議を行っている都有地に屋内温水プールの整備を行う。

### 5 学校プールでの水泳指導実施に関する熱中症予防対策

学校外プールを活用しての水泳指導に移行するまでの間、これまでどおり学校プールでの水泳指導を行う学校は、熱中症予防対策を引き続き適切に行っていく必要がある。そのため、教育委員会に「学校プールでの水泳指導の熱中症予防対策連絡会」を設置し、各学校での有効な熱中症予防対策の情報共有等を図っている。

### 6 今後の取組

本計画は、毎年度の状況を踏まえ必要に応じて随時改定を行う。

## 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画

令和4年9月28日改定

### 1 改築する小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校移行想定数		2校	1校	2校	1校	1校	1校	1校
改築校移行想定累計数		2校	3校	5校	6校	7校	8校	9校
改築校の想定		道上小 水元小	二上小	宝木塚小 柴又小	よつぎ小	5年度選定校1校	5年度選定校1校	5年度選定校1校

令和5年度、次期改築校の選定

### 2 改築校以外の小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校以外の学校の移行想定数		6校	4校	4校	4校	4校	5校	4校
改築校以外の学校の移行想定累計数		6校	10校	14校	18校	22校	27校	31校
改築校＋改築校以外の学校の移行想定累計数		8校	13校	19校	24校	29校	35校	40校

### 3 学校外の屋内温水プールの受入可能想定数

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
屋内温水プール受入可能想定数	20校	20校	20校	20校	30校	30校	40校	40校
双葉中学校南側都有地（現況更地）		土地取得を目指し東京都と協議中。 土地の譲受が決定後、設計、建設工事を進め、令和7年度運営開始予定						
清掃事務所新宿分室跡地			清掃事務所新宿分室閉鎖、設計、建設工事を進め、令和9年度運営開始予定					

